

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
有機ゲルマニウム	<p>ゲルマニウムは、ヒトでの必須性が認められてはいないが、生体内で健康に役立つ働きがあると考えられている超微量元素である。</p> <p>〈国内〉美容機器、健康食品など。 〈国外〉特段の情報はない。</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会による評価状況：なし ・厚生労働省：医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト。 <p>〈国外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国食品基準庁(FSA)：「食品中に自然に含まれるゲルマニウムは有害ではないと考えられるが、ゲルマニウムをサプリメントで摂取することには反対する」との意見を表明。英国ではゲルマニウムサプリメントは販売自粛されている。EVM(Earned Value Management)手法によるリスク評価書あり(2003(H15))。